

工事名：淀川右岸流域下水道
高槻水みらいセンター 7号雨水ポンプ設備改修工事

随意契約理由書

高槻水みらいセンター7号雨水ポンプ設備は平成元年の供用開始後老朽化が進行しています。本工事は、ポンプ駆動用ディーゼルエンジン等における主要部品の生産が停止され交換部品の供給が困難な状態であり、故障発生時の速やかな機能回復が不可能であることから、ディーゼルエンジン等の更新を行うとともに、既設ポンプを流用し排水能力の増強を図るものであります。

本工事の対象となっている雨水ポンプ設備は、株式会社西島製作所がシステム設計を実施の上、施工したものです。本工事で今回更新するディーゼルエンジン等は既設ポンプの詳細なデータを用いて設計しなければポンプ設備の性能を発揮することができません。したがって、雨水ポンプ設備一連のシステム設計、性能確認及び試運転調整が必要であり、他社では施工できないものであります。

以上のことから本工事を実施できるのは、株式会社西島製作所以外ではなく、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同社大阪支店と随意契約を締結するものです。

比較見積省略理由書

本件は、上記のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積を省略するものです。